平成２３年（フ）第４７１号
兵庫県加古川市別府町別府833番地の１　パレ・ロワイヤル別府602号
債務者　知浦　康子（旧姓芥）
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５３９号
兵庫県加古川市加古川町平野79―３　ネオハイツ加古川903号室、住民票上の住所神戸市須磨区須磨浦通４丁目５番17―205号
債務者　菅原興業こと　菅原　康雄
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５５１号
兵庫県姫路市庄田94番地
債務者　中塚　光子
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１０号
鳥取県西伯郡大山町高田1112番地28
債務者　前田美代子
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第６８３号
広島県東広島市八本松南３丁目10番２―301号
債務者　小林　妙子
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０９号
広島県廿日市市阿品台２丁目７番10号
債務者　小泉　隆実
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１０号
広島県廿日市市佐方４丁目４番４―414号
債務者　小泉　道治
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７２号
広島県山県郡北広島町有田34番地１、住民票上の住所広島県山県郡北広島町有田371番地２
債務者　米田塗装こと　米田　喜守
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７３号
広島県山県郡北広島町有田34番地１、住民票上の住所広島県山県郡北広島町有田371番地２
債務者　米田さとみ
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７４号
広島県山県郡北広島町有田34番地１
債務者　米田　篤史
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２７号
広島市中区江波東１丁目12番20号
債務者　井藤　輝明
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２号
広島県尾道市瀬戸田町林1314番地１
債務者　礒辺　真理（旧姓岡田）
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
徳島県板野郡松茂町広島字南ノ川39番地23
債務者　近藤　理恵
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７６号
徳島県板野郡松茂町中喜来字前原西五番越１番地　中喜来団地343号
債務者　細川　剛史
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７７号
徳島県板野郡松茂町中喜来字前原西五番越１番地　中喜来団地343号
債務者　細川　美香
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８８号
愛媛県新居浜市多喜浜５丁目６番21号、前住所愛媛県新居浜市垣生２丁目１番41号
債務者　伊藤　初枝
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１０５号
愛媛県西条市神拝乙147番地１
債務者　川原　俊範
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第２１８号
高知市潮見台１丁目2020番地
債務者　切詰　一弥
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　高知地方裁判所破産係